

各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

移動支援ガイドラインの一部改訂について

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、医療型短期入所等における取り扱いを整理し、移動支援ガイドラインの一部改訂を行いました。

つきましては、貴事業所職員に周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 ガイドラインの改訂内容

Q4：病院や施設に入院・入所中である場合（p.7）

現行	改定後
A 移動支援については、在宅生活を行っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、施設入所中(短期入所中を含む)の方は、外泊中や一時帰宅中であっても移動支援を利用することはできません。 ただし、入院中の方(療養介護の支給決定者を含む)で、医療機関から日帰りで外出する場合や1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合は、移動支援を利用することができます。	A 移動支援については、在宅生活を行っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、施設入所中(福祉型 短期入所中を含む)の方は、外泊中や一時帰宅中であっても移動支援を利用することはできません。 ただし、入院中の方(療養介護 及び医療型短期入所の支給決定者を含む。なお、医療型障害児入所施設の入所者は含まない。)で、医療機関から日帰りで外出する場合や1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合は、移動支援を利用することができます。

2 改訂後ガイドライン

別添のとおり

3 備考

当該ガイドラインは、本市ホームページにも掲載しております。

【URL：http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-3_idosien.html】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係
TEL:011-211-2938 Fax:011-218-5181
E-mail:sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp